

平成29年度6月 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

入札のより一層の透明性・公平性を確保するため、水道局発注の許容価格1億円以上の建設工事の入札について、積算疑義申立制度を導入します。

なお、平成29年6月1日以降に公告する入札を対象とします。

1 積算疑義申立制度とは

積算疑義申立制度とは、開札後に金入り設計書を入札参加者に開示し、局の積算に疑義があれば、申立てを一定期間受付け、積算単価等に誤りがあり、入札結果に影響があると認められるときは、入札を中止する手続きです。

2 対象

許容価格1億円以上の建設工事を対象とします。

3 概要

- (1) 開札後速やかに、入札参加者に限って、金入り設計書を開示します。
- (2) 入札参加者は、必要に応じて積算単価及び積算内容を確認し、積算について疑義があれば、期限内に限って、開示された積算部分についての疑義申し立てを受け付けます。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に公表された設計図書等（工事数量総括表、図面、仕様書並びにそれらに対する質問回答書）で確認可能なこと及び公告後の質問回答受付期間中に質問により確認すべきこと等についての疑義申立ては受け付けません。
- (4) 疑義申立の方法は、「積算疑義申立書」を指定の方法にて管財課契約係に提出する方法に限ります。なお、申立て内容等はホームページで公表します。
- (5) 積算に誤りがあり、当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められる場合は入札を中止し、それ以外の場合は入札手続きを続行します。